

議案第 19 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成 28 年 3 月 9 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(四万十町情報公開条例の一部改正)

第 1 条 四万十町情報公開条例（平成 18 年四万十町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第17条」を「一第28条」に、「第18条—第22条」を「第29条—第33条」に改める。

第12条に次の 2 項を加える。

- 6 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第 6 条第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 7 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに当該反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

第16条を次のように改める。

（審査請求）

第16条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

第22条を第33条とし、第18条から第21条までを11条ずつ繰り下げる。

第17条第 1 項中「前条」を「第17条」に、「審査する」を「調査審議する」に改

め、同条中第6項を削り、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 審査会は、前項の規定による諮問があったときは、迅速な調査審議及び答申に努めなければならない。

第17条第7項及び第8項を次のように改める。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 第17条第1項の規定による諮問に応じて、審査会が調査審議する会議は、非公開とする。

第17条第9項を削り、同条を第20条とし、第3章中同条の次に次の8条を加える。

(審査会の調査権限)

第21条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に規定するもののほか、審査会は、前条第1項及び第3項に規定する調査審議のため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第22条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人等は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第23条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第24条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第21条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさ

せ、又は第22条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第25条 審査会は、第21条第3項若しくは第4項又は第23条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方式により表示したもの）の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第26条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付)

第27条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第16条の次に次の3条を加える。

(審査会への諮問等)

第17条 前条に規定する審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査請求のあった日から起算して15日以内に四万十町情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る公文書の全部を開

示することとする場合（当該公文書の開示について、反対意見書が提出されている場合を除く。）

- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

（諮問をした旨等の通知）

第18条 前条第1項に規定する諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- （1） 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下この章において同じ。）
- （2） 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- （3） 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

- 2 実施機関は、審査会から答申があった場合は、当該審査請求について答申があった日から起算して7日以内に裁決し、審査請求人及び参加人にその旨を通知しなければならない。

（第三者からの審査請求を棄却する場合における手続）

第19条 第12条第7項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- （1） 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- （2） 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（四万十町個人情報保護条例の一部改正）

第2条 四万十町個人情報保護条例（平成18年四万十町条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に、「第42条」を「第45条」に、「第43条—第48条」を「第46条—第51条」に、「第49条—第52条」を「第52条—第55条」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求

第52条を第55条とし、第49条から第51条までを3条ずつ繰り下げる。

第4章中第48条を第51条とし、第43条から第47条までを3条ずつ繰り下げる。

第42条中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、第3章中同条を第45条とし、第41条の次に次の3条を加える。

（委員による調査手続）

第42条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第39条第1項の規定により提示された個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査を

させ、又は第40条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第43条 審査会は、第39条第3項若しくは第4項又は第41条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方式により表示したもの）の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒んではならない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第44条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

第41条を削る。

第40条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条を第41条とする。

第39条第1項中「不服申立人等から」を「審査請求人等から」に、「当該不服申立人等に対し、」を「当該審査請求人等に」に改め、同条第2項中「不服申立人又は参加人」を「審査請求人等」に改め、同条を第40条とする。

第38条第4項中「不服申立てに」を「審査請求に」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を第39条とする。

第37条第1項中「第34条」を「第35条」に、「審査するため」を「調査審議するため」に改め、同条を第38条とする。

第36条の見出し中「不服申立てを」を「審査請求を」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立てを」を「審査請求を」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに」を「審査請求に」に、「当該開示決定等に係る」を「当該審査請求に係る保有」に、「開示する旨の決定」を「開示する旨の裁決」に改め、同条を第37条とする。

第35条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。)」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに」を「審査請求に」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を第36条とする。

第34条の見出し中「不服申立て」を「審査会への諮問等」に改め、同条第1項中「開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに対する決定をすべき」を「前条に規定する審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

第34条第1項第2号中「決定で、不服申立てに係る」を「裁決で、」に改め、「請求に係る」の次に「保有」を加え、「第36条」を「第37条」に、「当該不服申立てに係る」を「当該審査請求に係る保有」に改め、「するとき。」を削り、同号ただし書中「ただし、」を「する場合(」に、「ときを除く。」を「場合を除く。)」に改め、同項第3号中「決定で、不服申立てに係る」を「裁決で、」に、「訂正請求に係る個人情報全部を」を「訂正請求の全部を容認して」に、「当該不服申立てに係る」を「当該審査請求に係る保有」に、「するとき。」を「する場合」に改め、同項第4号中「決定で、不服申立てに係る」を「裁決で、」に、「利用停止請求に係る個人情報全部を」を「利用停止請求の全部を容認して」に、「当該不服申立てに係る」を「当該審査請求に係る保有」に、「するとき。」を「する場合」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立てに」を「審査請求に」に、「決定」を「裁決」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第34条を第35条とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。

(審査請求)

第34条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(四万十町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 四万十町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年四万十町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第8号とし、同条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 四万十町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年四万十町条例第41号)の一部を次のように改正する。

第33条第4項中「(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

(四万十町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第5条 四万十町固定資産評価審査委員会条例(平成18年四万十町条例第55号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第3項を同条第4項とし、同条第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを町長に送付しなければならない。

第11条第1項中「場合においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事実の概要

(3) 審査申出人及び町長の主張の要旨

(4) 理由

(四万十町手数料条例の一部改正)

第6条 四万十町手数料条例(平成18年四万十町条例第57号)の一部を次のように改正する。

第1条中「基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料に関し、

別に定めるもののほか、」を「基づく手数料及び行政不服審査法（平成26年法律第68号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく手数料の徴収について別に定めるものを除くほか、」に改める。

第5条ただし書中「町長」の次に「（行政不服審査法第38条（同法第66条及び他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき審理員（他の法律において準用する場合にあつては、当該法律の規定により読み替えられたもの。以下同じ。）が行う提出書類等の写し等の交付にあつては審理員、同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあつては当該機関。第6条第6号において同じ。）」を加える。

第6条第1号中「取り扱い」を「取扱い」に改め、同条第6号中「免除する」を「免除し、又は減額する」に改める。

別表建築・住宅の項手数料の名称の欄中「地方税法施行規則」の次に「（昭和29年総理府令第23号）」を加え、介護保険の項金額の欄中「4,120円」を「4,300円」に改め、同表に次のように加える。

行政不服審査法	行政不服審査法第38条に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付	白黒1枚につき	10円	A3版以内
		カラー1枚につき	80円	
	行政不服審査法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付	白黒1枚につき	10円	A3版以内
		カラー1枚につき	80円	

（四万十町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正）

第7条 四万十町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（平成18年四万十町条例第102号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「異議の申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「異議を申し立てる」を「審査請求する」に改め、同条第2項中「異議の申立てを受けた」を「審査請求がされた」に、「30日」を「50日」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。